



シャルルの株主代表訴訟で、神戸地裁の判決を受け記者会見する原告側弁護団(10月、神戸市)

下着販売会社シャルルの経営陣が2008年にMBOを計画し、その後頓挫した案件について、09年に会社に損害を与えたなどとして株主が当時の取締役計5人に総額5億円の賠償を求めていた。神戸地裁は10月16日、創業家出身の社長ら取締役2人に約1億9700万円の支払いを命じ、社外取締役3人についても、損害との因果関係は

算定価格に乖離

シャルルのMBOでは、会社側と経営陣側の双方が株の買い取り価格をディスクウントキャッシュフロー(DCF)法と呼ばれる方法で算定した。いずれも第三者機関の査定に基づいて算定したが、会社側は1株104~130円、経営陣側は646~908円と大きな乖離(かいり)が生じた。ともに別の方法でも計算したが、やは

計画見直しも必要

り隔たりが生じた。こうした想定外の状況に置かれて、当時の社長が「なんとしてもMBOの失敗を避けなければ」

裁判所や企業の依頼で

株式価値を算定するプロ

トタス・コンサルティング

企業に助言する投資銀

行つたのは、いかつたもの

と焦ったことが、不当介

入の原因だと裁判所は認

定している。

裁判所や企業